

# 認知症高齢者グループホーム等の 社会福祉施設における防火安全対策について

## 予防課

消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年政令第179号。以下「改正令」という。)及び消防法施行規則の一部を改正する省令(平成19年総務省令第66号。以下「改正規則」という。)が平成19年6月13日に公布されました。また、それに併せて、「小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例について」を通知したところです。

今回の改正は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設(認知症高齢者グループホーム)における最近の火災の事例を考慮し、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等について、防火管理者を定め、かつ、スプリンクラー設備等の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大するとともに、当該施設について、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の整備等を行ったものです。以下、その内容について説明します。

### 第1 対象施設

火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設として、以下に掲げる施設を改正の対象とします。

- 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)、介護老人保健施設
- 救護施設
- 乳児院
- 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)、肢体不自由児施設(通所施設を除く。)、重症心身障害児施設、障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)
- 老人短期入所事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業(いわゆる認知症高齢者グループホーム)を行う施設

- 短期入所又は共同生活介護(いわゆる障害者ケアホーム)を行う施設(いずれも主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)

### 第2 防火管理者の選任

- (1) 対象施設について、防火管理者を選任し、消防計画の作成などの防火管理業務を行わせることが必要になる収容人員の要件を、30人以上から10人以上に改めます(共同防火管理を要する収容人員の要件も同様に改正)。
- (2) 対象施設の防火管理者の資格は、甲種防火管理の課程を修了した者等とします。
- (3) 管理権原が分かれている防火対象物で対象施設の用途に供される部分の収容人員が10人未満である場合、防火管理者の資格の特例(外部委託等)を適用することができることとします(従来は30人未満のものに適用)。

### 第3 消防用設備等の設置

- (1) スプリンクラー設備について

275㎡以上の対象施設にスプリンクラー設備の設置を義務付けます(従来は延べ面積1,000㎡以上のものに設置)。ただし、総務省令で定める防火区画を有するものは除きます。また、当該施設の廊下及び収納施設を、スプリンクラーヘッドの設置を要しない部分とします。さらに、延べ面積1,000㎡未満の対象施設に設置するスプリンクラー設備(特定施設水道連結型スプリンクラー設備)については、その技術上の基準を緩和します。

- (2) 自動火災報知設備について

すべての対象施設に自動火災報知設備の設置を義務付けます(従来は延べ面積300㎡以上のものに設置)。

- (3) 消防機関へ通報する火災報知設備

すべての対象施設に消防機関へ通報する火災報知設備の設置を義務付けます(従来は延べ面積500㎡以上のもの

に設置)。

#### (4) 消火器について

すべての対象施設に消火器の設置を義務付けます(従来は延べ面積150㎡以上のものに設置)。

#### (5) 消防用設備の設置の際の消防機関の検査について

すべての対象施設に消防用設備の設置の際の消防機関の検査を義務付けます(従来は延べ面積300㎡以上のものを検査)。

## 第4 施行期日等

### (1) 施行期日について

改正令及び改正規則は平成21年4月1日から施行します。

### (2) 経過措置について

改正後の規定にかかわらず、改正令の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕もしくは模様替えの工事中の防火対象物における消火器具に係る技術上の基準については、平成22年4月1日までの間は、また、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備に係る技術上の基準については、平成24年3月31日までの間は、なお従前の例によることとします。

## 第5 小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用

延べ面積275㎡以上1,000㎡未満の対象施設(以下「小規模社会福祉施設」という。)におけるスプリンクラー設備の設置に関する消防法施行令第32条(消防長又は消防署長の判断による消防用設備等の基準の特例)の適用について、以下のとおりガイドラインを定めました。

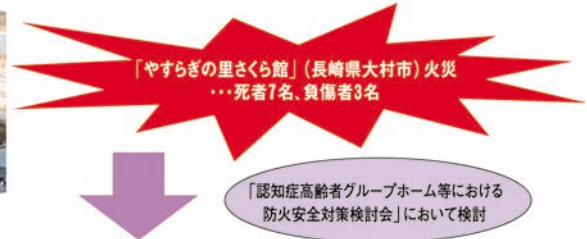
以下の要件のいずれかに該当する小規模社会福祉施設については、スプリンクラー設備の設置を要しない。

- ① 夜間における介助者一人当たりの自力避難困難者(要介護3以上の老人、障害程度区分4以上の障害者等)の数が、従業者等にあっては4人以内、近隣協力者(居所から施設に2分以内で駆けつけられる者)にあっては3人以内となるよう、介助者の数が確保されているもの(2階建て以内に限り)

### 認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策の概要



火災発生後の外観



消防計画の作成、防火教育・訓練等を行う防火管理者の選任基準:収容人員30人以上⇒10人以上に強化

簡易なスプリンクラー設備の設置基準:延べ面積1,000㎡以上⇒275㎡以上に強化

特例あり

自動的に火災の発生を知らせる自動火災報知設備の設置基準:  
延べ面積300㎡以上⇒すべての施設を対象に

消防機関に火災の発生を通知する火災報知設備の設置基準:  
延べ面積500㎡以上⇒すべての施設を対象に

- ・入所者の避難時間を確保
- ・施設職員等が入所者の避難助に専念する環境を整備



スプリンクラー設備の実験の様相

※ 自力避難困難者の数が増加した場合には、その状態が継続的であると認められたものについて、改めて要件に該当するか否かを判断する。

- ② すべての居室において、どの居室から出火しても出火した居室の前を通らずに避難場所(地上、外気に開放された廊下、バルコニー、屋外階段等)に直接避難できるもの(2階建て以内に限り)
- ③ 共同住宅の複数の部屋を占有し、その総面積により小規模社会福祉施設に該当するもので、それぞれの部屋の面積が100㎡以下、自力避難困難者が4人以下であるもの(3階以上の場合防火区画の要件を追加)
- ④ 上記以外で、避難所要時間と避難限界時間(いずれも一定の方式により算出し、避難所要時間は避難訓練による実測時間を利用可能)とを比較した結果、避難所要時間が避難限界時間よりも短いと認められるもの

### (参考) 消防法施行令第32条

この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。